



Q

当社のパートタイム労働者から、「正社員と同じ仕事をしているのに給与や賞与が違ふのはなぜですか」と質問されました。事業主として、どのように対応

A

すればよいでしょうか。パートタイム・有期雇用労働法では、事業主は、パートタイム・有期雇用労働者と正社員との間の不合理な待遇差を禁止しています。また、労働者から求めがあった場合には、待遇差の内容や理由について説明する義務があります。

「パートだから」といった雇用形態のみを理由

10月からパート社員等の雇い入れ時の明示事項が追加されます

とした説明は適切ではなく、待遇の違いがどのような理由（業務内容や責任の程度等）に基づいているのかを具体的に説明する必要があります。待遇の差に合理的な理由がない場合は、必要に応じて賃金制度や各種手当の支給基準を見直すことも考えられます。

また、説明を求められ

たことを理由に解雇等の不利益取り扱いをすることは禁止されています。

本年10月に、同法に基づき改正施行規則等が行われ、パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れる際に、「待遇の相違等に

関する説明を求めることができる旨」を明示することが必要になります。

さらに、いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」も改正され、賞与、各種手当等に関する記載が追加・充実されましたので、各種待遇について点検いただき、必要に応じ見直しを行ってください。

パートタイム・有期雇用労働法に関する相談は鳥取労働局雇用環境・均等室へ、待遇の見直しや働きやすい職場づくりに関する相談は働き方改革サポートオフィス鳥取をご利用ください。

鳥取労働局雇用環境・均等室

電話0857(29)1709

働き方改革サポートオフィス鳥取

電話0800(200)3295